

防火管理・消防用設備等の規制

(1) 防火対象物の実態

令和8年4月1日現在、政令で定める防火対象物数は41,698件で、そのうち、青葉消防署管内の防火対象物は10,992件(全市の防火対象物の26%)、宮城野消防署9,410件(23%)、若林消防署6,599件(16%)、太白消防署7,210件(17%)、泉消防署5,741件(14%)、宮城消防署1,746件(4%)となっています。

表-33 防火対象物数

(令和8年4月1日現在)

区 分			政令防火 対象物数	青 葉 消防署	宮 城 野 消防署	若 林 消防署	太 白 消防署	泉 消防署	宮 城 消防署
合 計			41,698	10,992	9,410	6,599	7,210	5,741	1,746
(1)	イ	劇 場 等	33	4	14	2	5	7	1
	ロ	公 会 堂 等	302	54	51	42	66	68	21
(2)	イ	キ ャ バ レ ー 等	3	2			1		
	ロ	遊 技 場 等	42	7	13	4	7	8	3
	ハ	性 風 俗 店 等							
	ニ	個室ビデオ店等	11	3	1	2	1	3	1
(3)	イ	待 合 等	2	1			1		
	ロ	飲 食 店	624	165	93	76	118	121	51
(4)	百	貨 店 等	1,257	181	214	215	247	304	96
(5)	イ	旅 館 等	278	75	30	21	99	39	14
	ロ	共 同 住 宅 等	21,594	6,089	4,543	3,100	4,305	2,857	700
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	38	12	14	3	3	5	1
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	13	4	2		2	4	1
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	49	10	9	4	9	12	5
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	485	104	61	65	105	111	39
	ロ(1)	老人福祉施設等	415	51	70	45	112	95	42
	ロ(2)	救 護 施 設	3	2			1		
	ロ(3)	乳 児 院	1	1					
	ロ(4)	障害児入所施設	6	1				4	1
	ロ(5)	障害者支援施設	71	10	4	7	11	31	8
	ハ(1)	デイサービスセンター等	119	18	14	17	39	24	7
	ハ(2)	更 生 施 設	2	2					
	ハ(3)	助産施設、保育所等	332	56	71	49	79	57	20
	ハ(4)	児童発達支援センター等	55	16	8	1	15	13	2
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	347	57	38	27	98	91	36
	ニ	幼 稚 園 等	149	32	30	18	26	35	8
(7)	小 中 高 学 校 等		1,028	457	113	66	170	167	55
(8)	図 書 館 等		24	9		3	7	3	2
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	5	1		1		2	1
	ロ	イ 以 外 の も の	3				1	1	1
(10)	停 車 場 等		44	17	9	8	7	3	
(11)	神 社 等		359	115	52	76	49	39	28
(12)	イ	工 場 等	1,559	56	758	394	109	153	89
	ロ	テレビスタジオ	1	1					
(13)	イ	車 庫 等	1,240	517	256	153	135	144	35
	ロ	格 納 庫	3		1	2			
(14)	倉 庫		2,448	89	1,040	822	142	225	130
(15)	前 各 号 以 外		3,479	786	926	587	492	518	170
(16)	イ	複 合 (特 定)	3,180	1,345	509	406	440	368	112
	ロ	複 合 (非 特 定)	2,050	619	463	376	304	226	62
(17)	文 化 財 等		33	12	3	7	4	3	4
(18)	ア ー ケ ー ド		11	11					

(2) 立入検査

仙台市では、人命の安全と財産の保護を目的に、消防職員が消防法第 4 条及び第 16 条の 5 の規定により防火対象物や危険物施設等に立ち入って、防火対象物、危険物施設等の位置、構造、設備及び管理、貯蔵・取扱いの状況について、火災予防上必要な検査や防火指導を行っています。

令和 8 年 4 月 1 日現在の防火対象物及び危険物施設等の数は 43,637 件（防火対象物 41,698 件、危険物製造所等 1,939 件）であり、令和 7 年度に行った立入検査件数は 10,974 件（防火対象物 9,954 件、危険物製造所等 1,020 件）です。

表－34－1 立入検査実施状況及び防火管理者選任状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区 分			防火対象物数	令和 7 年度 立入検査件数	甲種防火 対象物数	乙種防火 対象物数	防火管理者届出済対象物数	
合 計			41,698	9,954	9,620	779	8,682	724
(1)	イ	劇場等	33	17	17		17	
	ロ	公会堂等	302	137	227	31	220	31
(2)	イ	キャバレー等	3	3	2	1	2	1
	ロ	遊技場等	42	15	41	2	41	2
	ハ	性風俗店等						
	ニ	個室ビデオ店等	11	7	10		10	
(3)	イ	待合等	2	2	1		1	
	ロ	飲食店	624	325	303	228	266	216
(4)	百	貨店等	1,257	531	767	201	721	185
	イ	旅館等	278	95	144	2	144	2
(5)	ロ	共同住宅等	21,594	1,000	2,827	11	2,524	10
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	38	16	27		27	
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	13	7	14		14	
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	49	20	30		30	
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	485	187	91	5	81	4
	ロ(1)	老人福祉施設等	415	197	377	4	361	4
	ロ(2)	救護施設	3		2		2	
	ロ(3)	乳児院	1	1	1		1	
	ロ(4)	障害児入所施設	6	2	5		5	
	ロ(5)	障害者支援施設	71	26	33		30	
	ハ(1)	デイサービスセンター等	119	60	60	3	57	3
	ハ(2)	更生施設	2	1	2		2	
	ハ(3)	助産施設、保育所等	332	210	220	20	208	20
	ハ(4)	児童発達支援センター等	55	25	10	1	10	1
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	347	141	61	9	57	8
	ニ	幼稚園等	149	104	87	2	84	2
(7)	小中	高等学校等	1,028	835	358	7	350	7
(8)	図	書館等	24	8	17	2	16	2
(9)	イ	蒸気浴場等	5	3	5		5	
	ロ	イ以外のもの	3	2	1		1	
(10)	停	車場等	44	21	8		8	
(11)	神	社等	359	155	211	44	187	42
(12)	イ	工場等	1,559	630	104	3	102	3
	ロ	テレビスタジオ	1					
(13)	イ	車庫等	1,240	426	5	1	5	1
	ロ	格納庫	3	2				
(14)	倉	庫	2,448	944	91		81	
(15)	前	各号以外	3,479	1,333	774	46	721	43
(16)	イ	複合（特定）	3,180	1,621	2,172	141	1,853	123
	ロ	複合（非特定）	2,050	809	513	14	436	13
(17)	文	化財等	33	33	2	1	2	1
(18)	ア	ーケード	11	3				

表－34－2 危険物・少量危険物・指定可燃物施設数

(令和8年4月1日現在)

区 分	危険物施設等の数
合 計	7,674
危険物製造所等	1,939
少量危険物貯蔵取扱所	4,986
指定可燃物貯蔵取扱所	749

(3) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任して、消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けています。

令和8年4月1日現在において、防火管理者を選任しなければならない防火対象物は11,238件となっています。

(4) 統括防火・防災管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）や一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているものについては、協議して防火対象物全体について防火管理上必要な業務を統括する統括防火管理者を、大規模建築物で管理について権原が分かれているものについては、統括防災管理者を定めることを義務付け、全体についての消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等を行わせることを管理について権原を有する者に対して義務付けています。

令和8年4月1日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は2,430件、このうち統括防災管理者を選任しなければならない防火対象物は77件となっています。

表－35－1 統括防火管理を必要とする防火対象物数及び全体についての消防計画届出数

(令和8年4月1日現在)

区 分			防火対象物数		統括防火管理者選任届出数		全体についての消防計画届出数	
				高層建築物		高層建築物		高層建築物
合 計			2,430	911	2,204	794	2,158	754
(1)	イ	劇 場 等	1		1		1	
	ロ	公 会 堂 等	6		6		6	
(2)	イ	キャバレー等	1		1		1	
	ロ	遊 技 場 等	3		3		3	
	ハ	性 風 俗 店 等						
	ニ	個室ビデオ店等						
(3)	イ	待 合 等						
	ロ	飲 食 店	66	2	66	2	66	2
(4)		百 貨 店 等	15		15		12	
(5)	イ	旅 館 等	11	2	11	2	11	2
	ロ	共 同 住 宅 等	578	576	504	504	459	459
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院						
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所						
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	2	1	2	1	2	1
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	1		1		1	
	ロ(1)	老人福祉施設等	1		1		1	
	ロ(2)	救 護 施 設						
	ロ(3)	乳 児 院						
	ロ(4)	障害児入所施設						
	ロ(5)	障害者支援施設						
	ハ(1)	デイサービスセンター等	3		3		3	
	ハ(2)	更 生 施 設						
	ハ(3)	助産施設、保育所等						
	ハ(4)	児童発達支援センター等						
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	3		2		2	
	ニ	幼 稚 園 等						
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等						
(15)		そ の 他 の 事 業 所 等	104	104	100	69	100	75
(16)	イ	複 合 (特 定)	1,357	165	1,245	158	1,236	156
	ロ	複 合 (非 特 定)	278	61	243	58	254	59

表－35－2 統括防災管理を必要とする防火対象物数及び全体についての防災管理に係る消防計画届出数

(令和8年4月1日現在)

区 分	対象物数	統括防災管理者選任届出数	全体についての消防計画届出数
合 計	77	76	75
11 階以上 10,000 m ² 以上	53	52	52
5 階以上 10 階以下 20,000 m ² 以上	24	24	23
4 階以下 50,000 m ² 以上	0	0	0

(5) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、火災の予防に関する知識を有する者（防火対象物点検資格者）に建物の防火に関する基準の適合状況について点検を行わせ、その結果を報告することを義務付けています。

また、点検の結果が良好な防火対象物には、標識（防火基準点検済証・防火優良認定証）を掲げることができます。

表－36 防火対象物定期点検報告を必要とする防火対象物

（令和8年4月1日現在）

区 分			合 計		青葉消防署		宮城野消防署		若林消防署		太白消防署		泉消防署		宮城消防署	
			収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容人員 300人以上	特定 1階段 対象物
合 計			1,031	343	358	280	182	27	97	9	150	17	187	6	57	4
(1)	イ	劇場等	28	0	4		14		1		5		3		1	
	ロ	公会堂等	149	1	31	1	28		20		32		28		10	
(2)	イ	キャバレー等	1	0	1											
	ロ	遊技場等	44	0	7		15		4		7		8		3	
	ハ	性風俗店等	0	0												
	ニ	個室ビデオ店等	2	0	2											
(3)	イ	待合等	0	0												
	ロ	飲食店	14	60	13	55	1	3				1				1
(4)	百貨店等		195	34	13	29	30	1	25	2	46	1	62	1	19	
(5)	イ	旅館等	44	22	15	14	5	3	2		12	4	7		3	1
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	14	6	3	5	4	1	1		3		3			
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	0	1								1				
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	12	5	2	2	7		1		1	1		1	1	1
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	1	8	1	3		1				3				1
	ロ(1)	老人福祉施設等	17	5	2	2		1	1			1	10	1	4	
	ロ(2)	救護施設	0	0												
	ロ(3)	乳児院	1	0	1											
	ロ(4)	障害児入所施設	1	0											1	
	ロ(5)	障害者支援施設	0	0												
	ハ(1)	デイサービスセンター等	2	0									2			
	ハ(2)	更生施設	0	0												
	ハ(3)	助産施設、保育所等	0	1				1								
	ハ(4)	児童発達支援センター等	0	0												
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	0	3						2		1				
	ニ	幼稚園等	16	1	3							1	12		1	
(9)	イ	蒸気浴場等	4	1		1			1				2		1	
(16)	イ	複合（特定）	486	195	260	168	78	16	41	5	44	3	50	3	13	

(6) ホテル・旅館等に係る表示制度

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な構造等の基準に適合する場合に交付される「表示マーク」を掲げることにより、利用者に建物の情報を提供します。

表－37 ホテル・旅館等に係る防火対象物適合表示制度 表示マーク交付数

(令和8年4月1日現在)

区 分	合 計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉 消 防 署	宮城消防署
合 計	46	29	6	3	4	2	2

表示マーク



表示マークの種類

表示マーク（銀）：消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められた場合は、表示マーク（銀）が交付されます。（有効期間は1年間）

表示マーク（金）：消防機関による審査の結果、3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は、表示マーク（金）が交付されます。（有効期間は3年間）

防 災 管 理

防災管理の状況

消防法では、大規模地震の発生等に係る被害の軽減を目的として、平成 21 年 6 月 1 日から大規模・高層の建築物等に防災管理の実施及び自衛消防組織の設置を義務付けています。

表－38 防災管理状況

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分			防 災 管 理 対 象 物 数	防 災 管 理 者 届 出 対 象 物 数	防災管理に係る 消防計画届出 対 象 物 数	総合防災管理を必要とする防火対象物数	全体についての 防災管理に係る消防計画 届出対象物数	自衛消防組織設置 届出対象物数
合 計			149	148	147	77	75	146
(1)	イ	劇 場 等						
	ロ	公 会 堂 等						
(2)	イ	キ ャ バ レ ー 等						
	ロ	遊 技 場 等	1	1	1			1
	ハ	性 風 俗 店 等						
	ニ	個 室 ビ デ オ 店 等						
(3)	イ	待 合 等						
	ロ	飲 食 店						
(4)	百	貨 店 等	2	1	2	1	1	1
(5)	イ	旅 館 等	9	9	9			9
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	3	3	3			3
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所						
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	5	5	5	1	1	5
	イ(4)	無床診療所、無床助産所						
	ロ(1)	老人福祉施設等	2	2	2			2
	ロ(2)	救 護 施 設						
	ロ(3)	乳 児 院						
	ロ(4)	障害児入所施設						
	ロ(5)	障害者支援施設						
	ハ(1)	デイサービスセンター等						
	ハ(2)	更 生 施 設						
	ハ(3)	助産施設、保育所等						
	ハ(4)	児童発達支援センター等						
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等						
	ニ	幼 稚 園 等						
(7)	小 中 高 学 校 等		22	22	21			22
(8)	図 書 館 等							
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等						
	ロ	イ 以 外 の も の						
(10)	停 車 場 等							
(11)	神 社 等							
(12)	イ	工 場 等	4	4	4			4
	ロ	テレビスタジオ						
(13)	イ	車 庫 等						
(15)	前 各 号 以 外		35	35	34	19	18	33
(16)	イ	複 合 (特 定)	62	62	62	53	53	62
	ロ	複 合 (非 特 定)	4	4	4	3	2	4
(17)	文 化 財 等							

防火管理講習等

(1) 防火管理及び防災管理に関する講習

令和5年3月までに仙台市内で開催された防火管理・防災管理講習については、仙台市消防局が実施してきましたが、令和5年4月以降に仙台市内で開催されている防火管理・防災管理講習は、一般財団法人日本防火・防災協会が実施しています。

(2) 自衛消防業務に関する講習

令和7年3月までに仙台市内で開催された自衛消防業務講習については、仙台市消防局が実施してきましたが、令和7年4月以降に仙台市内で開催されている自衛消防業務講習は、一般財団法人日本消防設備安全センターが実施しています。

消 防 同 意

消防同意の状況

消防同意とは、消防が建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

令和7年度における消防同意事務処理状況は2,372件で、消防同意を求められたすべての建築物について防火に関する指導を行っています。

表－39 署別消防同意事務処理状況

(令和7年度)

区 分	計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	宮 城
計	2,372	609	585	485	394	257	42
新 築	2,316	600	566	479	391	243	37
増 築	31	5	12	2	1	8	3
改 築	3					3	
移 転	2		2				
用途変更	16	2	5	3	2	3	1
修 繕	1			1			
模 様 替							
そ の 他	3	2					1

表－40 用途・申請別消防同意状況

(令和7年度)

区 分			合 計	新 築	増 築	改 築	移 転	用 途 変 更	大規模 修 繕	大規模 模様替	その 他
合 計			2,372	2,316	31	3	2	16	1		3
(1)	イ	劇 場 等	7	6	1						
	ロ	公 会 堂 等	13	13							
(2)	イ	キャバレー等	0								
	ロ	遊 技 場 等	0								
	ハ	性 風 俗 店 等	0								
	ニ	個室ビデオ店等	0								
(3)	イ	待 合 等	0								
	ロ	飲 食 店	19	18				1			
(4)	百 貨 店 等		116	109	4	3					
(5)	イ	旅 館 等	7	6	1						
	ロ	共 同 住 宅 等	339	338	1						
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	1		1						
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療	0								
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を 除く有床診療所、有床助産所	1		1						
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	19	17	1						1
	ロ(1)	老人福祉施設等	17	17							
	ロ(2)	救 護 施 設	0								
	ロ(3)	乳 児 院	0								
	ロ(4)	障害児入所施設	0								
	ロ(5)	障害者支援施設	6	6							
	ハ(1)	デイサービスセンター等	1	1							
	ハ(2)	更 生 施 設	0								
	ハ(3)	助産施設、保育所等	16	15	1						
	ハ(4)	児童発達支援センター等	1	1							
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	4	2	1			1			
	ニ	幼 稚 園 等	5	4	1						
(7)	小 中 高 学 校 等		45	41	1			2			1
(8)	図 書 館 等		0								
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	0								
	ロ	イ以外のもの	0								
(10)	停 車 場 等		48	48							
(11)	神 社 等		11	9	2						
(12)	イ	工 場 等	24	22	2						
	ロ	テレビスタジオ	0								
(13)	イ	車 庫 等	100	99	1						
	ロ	格 納 庫	0								
(14)	倉 庫		277	274			2		1		
(15)	前 各 号 以 外		454	441	8			4			1
(16)	イ	複 合 (特 定)	44	33	3			8			
	ロ	複 合 (非特定)	24	23	1						
(16の2)	地 下 街		0								
(16の3)	準 地 下 街		0								
(17)	文 化 財 等		0								
(18)	ア ー ケ ード		0								
専 用 住 宅			729	729							
併 用 住 宅			2	2							
危 険 物 製 造 所 等※			1	1							
そ の 他			41	41							

※ 全体が危険物製造所等に該当する防火対象物はこの欄に計上

危険物規制

(1) 危険物施設

令和8年4月1日現在、危険物製造所等の総数は1,939施設で、前年同期（1,949施設）に比べて10施設（約0.5%）減少しました。施設別にみると、地下タンク貯蔵所が497施設（全体の約25%）と最も多く、次いで移動タンク貯蔵所の372施設（全体の約19%）、給油取扱所の318施設（全体の約16%）、屋内貯蔵所の263施設（全体の約13%）の順となっています。

表－41 危険物施設数

（令和8年4月1日現在）

区分	合計	製造所	貯蔵所							取扱所			
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所
合計	1,939	8	263	162	78	497	6	372	12	318	3	218	2
青葉	270		31		42	119		7		29	3	39	
宮城野	739	6	124	119	7	94		188	8	116		75	2
若林	260		57	13	6	55	1	55	3	44		26	
太白	232		10	4	13	92	2	34		49		28	
泉	269		22	5	6	85	2	60	1	57		31	
宮城	169	2	19	21	4	52	1	28		23		19	

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

石油コンビナート等特別防災区域は大量の石油や高圧ガスが集積され、区域一体として防災体制を確立することが緊要であると認められる区域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき指定され、本市においては宮城野区港地区が特別防災区域に指定されています。

また、直径34メートル以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所に対し、大容量泡放射システムの配備が義務付けられていることから、本市の特別防災区域では、青森県、秋田県の特定事業所と第二地区（東北）広域共同防災組織を結成しています。

なお、大容量泡放射システムは、秋田県男鹿市にある秋田国家石油備蓄基地内に配備されています。

表－42 石油コンビナート等特別防災区域（仙台地域）の現況（令和8年4月1日現在）

概要		防災資機材等	
面積	4.6 km ²	大型化学高所放水車	2台
特定事業所数		泡原液搬送車	2台
（共同防災組織加盟事業所数）		甲種普通化学車	3台
第1種	2事業所	放水砲・放水銃	14基
第2種	4事業所	耐熱服	9着
その他の事業所	6事業所	酸素・空気呼吸器	25個
石油貯蔵・取扱量	2,937千ℓ	泡消火剤	151ℓ
高圧ガス処理量	92,937千Nm ³	オイルフェンス	5,420m
上記以外の可燃性ガス処理量	190,400千Nm ³	オイルフェンス展張船	1隻
共同防災組織	1組織	油回収装置	1式
自衛防災組織	6組織	消防艇	2隻
防災要員	276人		

表－43 大容量泡放射システムの配備状況

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

項 目	数 量	要 目	備付け場所
大 容 量 泡 放 水 砲	2 台	放水能力 15,200～40,000 ℓ /min・台	秋田国家石油備蓄基地
ポ ン プ	3 台	水中ポンプ一体型 最大吐出量 20,000 ℓ /min・台	秋田国家石油備蓄基地
混 合 装 置	2 式	直接混合方式 混合範囲 1.0%～2.0%	秋田国家石油備蓄基地
送 水 ホ ー ス 及 び 結 合 金 具	1 式	12B ホース 6,460m リール方式による展張・回収車	秋田国家石油備蓄基地
大 容 量 泡 放 水 砲 用 泡 消 火 薬 剤	108,000 ℓ	粘性付与水成膜泡消火薬剤	秋田国家石油備蓄基地

火 薬 類 取 締

(1) 火薬類施設

令和 8 年 4 月 1 日現在，火薬類製造所等の総数は 55 施設となっています。施設別にみると，製造所 1 施設，火薬庫 21 施設，販売所 9 施設，火薬庫外貯蔵所 24 施設となっています。

表－44 火薬類製造所等施設数

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分	計	青 葉 消 防 署	宮 城 野 消 防 署	若 林 消 防 署	太 白 消 防 署	泉 消 防 署	宮 城 消 防 署
計	55	11	8	7	5	2	22
製 造 所	1						1
火 薬 庫	爆 薬 庫	4			2		2
	火 工 品 庫	3			1		2
	実 包 庫	1					1
	煙 火 庫	12					12
	がん具煙火庫	1					1
販 売 所	9	3	1	4			1
火 薬 庫 外 貯 蔵 所	24	8	7	3	2	2	2

(2) 立入検査

火薬類による災害を防止し，公共の安全を確保することを目的に，消防職員が火薬類取締法第 43 条の規定により施設や消費場所に立ち入って，検査を行います。

表－45 立入検査等実施状況

(令和 7 年度)

項 目	立 入 検 査 (施 設)	立 入 検 査 (消 費)	保 安 検 査 (施 設)	煙火打揚場所等 現 地 調 査	合 計
件 数	37	9	22	19	87

高 圧 ガ ス 規 制

(1) 高圧ガス事業所

令和 8 年 4 月 1 日現在, 高圧ガス保安法に基づく事業所数は 1,425 事業所, 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事業所数は 154 事業所であり, 仙台市内における事業所の総数は 1,579 事業所となっています。

(2) 立入検査

高圧ガス等による災害の発生を防止し, 公共の安全を維持することを目的に, 消防職員が高圧ガス保安法第 62 条, 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 83 条及びガス事業法第 172 条の規定により事業所等に立ち入って, 検査を行っています。

表－46 高圧ガス法関係事業所数

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

事 業 所 区 分			事業所数
製 造 事 業 所	第一種	一 般 則	31
		冷 凍 則	25
		液 石 則	12
		コ ン ビ 則	0
		計	68
	第二種	一 般 則	130
		冷 凍 則	415
		液 石 則	1
		計	546
小 計		614	
販 売	事 業 所	623	
貯 蔵 所	第一種	一 般 則	27
		液 石 則	4
		計	31
	第二種	一 般 則	110
		液 石 則	0
		計	110
	小 計		141
特定消費事業所	一 般 則		28
	液 石 則		3
	小 計		31
容 器 検 査 所		16	
合 計			1,425

表－48 高圧ガス法関係立入検査数

(令和 7 年度)

事業所区分			立入検査数
製造事業所	第一種	一般則	13
		冷凍則	2
		液石則	9
		コンビ則	0
		計	24
	第二種	一般則	19
		冷凍則	90
		液石則	0
		計	109
小計		133	
販売事業所		144	
貯蔵所	第一種	一般則	2
		液石則	2
		計	4
	第二種	一般則	20
		液石則	0
		計	20
	小計		24
特定消費事業所	一般則		13
	液石則		1
	小計		14
容器検査所			6
合計			321

表－47 液石ガス法関係事業所数

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

事業所区分	事業所数
液化石油ガス販売事業	68
保安機関	64
特定供給設備・貯蔵施設	9
充てん設備	13
合計	154

表－49 液石ガス法関係立入検査数

(令和 7 年度)

事業所区分	立入検査数
液化石油ガス販売事業	29
保安機関	27
特定供給設備・貯蔵施設	5
充てん設備	12
液化石油ガス設備工事関係	4
特定液化石油ガス設備工事事業関係	35
合計	112

表－50 ガス事業法関係立入検査数

(令和 7 年度)

事業所区分	立入検査数
ガス事業法	22
合計	22

民間防火組織等の活動

(1) 家庭を中心とした自主防災活動

住宅防火対策の一翼を担う仙台市女性防火クラブ連絡協議会は、6つの地区（青葉、宮城野、若林、太白、泉、宮城）で構成され、それぞれの地域において、火災予防意識の啓発や応急手当に関する研修会など様々な活動を行っています。

令和8年4月1日現在、416クラブが活動を行っています。

(2) 少年・少女を中心とした自主防災活動

少年消防クラブは、おおむね10歳～15歳の少年少女により地域や学校を単位に結成されるもので、防火防災に関する知識を身につけるため、消防署の訪問や防災教室に参加するほか、地域に防火標語板を設置するなど様々な活動を行っています。

幼年消防クラブは、未就学児により幼稚園や保育園を単位に結成されるもので、火遊び等による火災発生への減少や防火防災意識の素地を養成することを目的に、防火パトロールや防災ダックなど様々な活動を行っています。

表－51 民間防火組織等の結成状況

（令和8年4月1日現在）

名 称		合 計	青 葉	宮城野	若 林	太 白	泉	宮 城
女性防火クラブ	支 部 数	35	4	6	10	7	5	3
	ク ラ ブ 数	416	45	75	119	114	28	35
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数	10	2	4	0	1	1	2
	ク ラ ブ 員 数	585	43	270	0	9	13	250
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数	46	7	7	7	11	10	4
	ク ラ ブ 員 数	2,850	614	373	341	595	595	332

表－52 民間防火組織等の活動状況

（令和7年度）

区 分	実 施 回 数	参 加 団 体	参 加 人 員	活 動 （ 訓 練 ） 項 目 回 数										
				通 報 訓 練	消 火 訓 練	避 難 訓 練	救 急 救 護 訓 練	給 食 給 水 訓 練	座 談 会・研 修 会	映 写 会	取 扱 訓 練	コ ミ セ ン 資 機 材	そ の 他	学 校 と 連 携
合 計	308	1,028	6,521	13	17	14	23	1	97	21	0	224	3	0
女性防火クラブ	279	979	4,708	4	6	3	21	1	88	11	0	199	3	0
少年消防クラブ	7	16	220	0	2	0	2	0	1	1	0	7	0	0
幼年消防クラブ	22	33	1,593	9	9	11	0	0	8	9	0	18	0	0

消 防 団

消防団は、長い歴史と伝統を持ち地域住民により育まれてきた組織で、市町村の消防機関として設置されています。火災、水害等の災害が発生したときには、消防職員と協力して消火活動、水防活動等を行うとともに、火災予防のための活動も行っています。

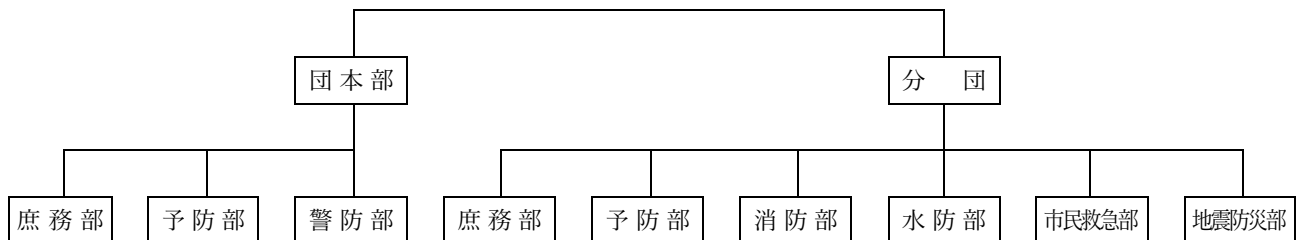
消防団を構成する消防団員の多くは、家業や会社勤めの傍ら活動を行い、地域の安全を守っています。

(1) 消防団の組織

仙台市の消防団は、昭和 23 年の消防組織法の制定により本市の消防機関として位置づけられ、7 つの消防団で構成されています。

図－8 消防団組織図

(令和 8 年 4 月 1 日現在)



(2) 消防団員の定員・現員

令和 8 年 4 月 1 日現在の消防団員数は 1,776 人（うち女性団員 163 人）であり、定員 2,344 人に対する充足率は 75.8%となっています。

表－53－1 消防団員の階級別定員・現員

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分	青 葉 消防団		宮 城 野 消防団		若 林 消防団		太 白 消防団		泉 消防団		宮 城 消防団		秋 保 消防団		合 計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
団 長	1	1 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	7 (1)
副 団 長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2 (1)	2	2	1	1	13	13 (1)
分 団 長	11	11 (1)	8	8	6	6	9	9 (1)	15	15	9	9	6	6	64	64 (2)
副分団長	11	9	11	11	8	8 (1)	10	10	15	15 (1)	9	9	6	6	70	68 (2)
部 長	63	51 (5)	65	61 (2)	54	51 (1)	62	58 (1)	87	83 (5)	59	59 (1)	33	30 (1)	423	393 (16)
班 長	62	46 (5)	82	69 (10)	74	62 (3)	82	76 (3)	86	78 (3)	100	69 (2)	34	26 (6)	520	426 (32)
団 員	110	73 (17)	205	158 (12)	205	136 (10)	264	181 (24)	224	132 (20)	175	99 (19)	64	26 (7)	1,247	805 (109)
計	260	193 (29)	374	310 (24)	350	266 (15)	430	337 (29)	430	326 (30)	355	248 (22)	145	96 (14)	2,344	1,776 (163)

※ () 内は女性消防団員

(3) 消防団員の活動

消防団員は、火災、水害及び震災等の災害時の活動を始め、平常時には自主防災組織等と協力した防火活動や、夏祭り・どんと祭等恒例行事での火災の警戒を行うなど、地域に根ざした消防団活動を行っています。

令和7年度の消防団員の災害、警戒及び訓練等への出場回数 11,360 回、出場延人員は 30,576 人となっています。

令和7年度は、消防団特別点検のほか、各分団等で個別に訓練を実施し、災害対応能力の維持向上に努めています。

表－53－2 消防団別出場回数及び出場人員

(令和7年度)

出場区分	青葉消防団	宮城野消防団	若林消防団	太白消防団	泉消防団	宮城消防団	秋保消防団	合計
災害(回)	40	95	129	70	50	33	1	418
警戒(回)	367	342	471	624	239	399	161	2,603
訓練(回)	827	1,394	1,217	1,217	1,479	1,719	486	8,339
計	1,234	1,831	1,817	1,911	1,768	2,151	648	11,360
災害(人)	112	306	302	289	263	56	1	1,329
警戒(人)	993	1,114	1,216	2,066	931	1,123	467	7,910
訓練(人)	2,109	3,677	3,288	3,434	3,840	3,569	1,420	21,337
計	3,214	5,097	4,806	5,789	5,034	4,748	1,888	30,576



せんだいTube「現代の火消しの心意気」

二次元コード(右)



消防出初式



消防団車両

危機管理・防災

本市は、都市型地震災害と評された昭和 53 年の宮城県沖地震の経験から、「防災都市宣言」を行い、災害に強い安全な都市づくりに努めてきました。また、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災によって、都市型地震災害の恐ろしさをさらに痛感することとなり、より安全性の高い都市づくりを推進していくことの大切さを再認識させられ、平成 9 年に仙台市防災都市づくり基本計画を策定、平成 13 年には地震被害想定調査を実施して、切迫する宮城県沖地震に重点的に取り組むべき対策を取りまとめ、各事業を展開してきました。

しかしながら、平成 23 年に発生した東日本大震災は、これまで取り組んできた防災対策や都市づくりの想定をはるかに超え、完全な防災の限界と減災の視点の重要性が再認識させられました。この震災の対応については、仙台市震災復興計画に基づき、地域防災計画の見直しや、津波に対する備えなど数々の対策が必要となったところです。

市全体の組織体制については、平成 19 年度に新たに危機管理を所管する副市長を置くとともに、危機管理監が局長級として独立、平成 26 年度には災害対策基本法に規定された事案を担当していた消防局の防災部門と、国民保護計画の策定やテロ、新型インフルエンザ等の危機事象を担当していた総務企画局の危機管理部門を統合して、市長直轄の危機管理室（部相当）を新設し、3 つの課で危機管理・防災業務の総合調整を行うこととしました。さらに令和 3 年度からは、市民生活に幅広く影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大や、近年の台風・豪雨による河川の氾濫や土砂災害といった大規模な自然災害の頻発化等を踏まえ、危機事案に対する対応力をさらに強化するため、危機管理室（部相当）を危機管理局（危機管理部、防災・減災部）としました。

防災都市宣言

1978 年宮城県沖地震は、市民生活にかつてない打撃を与え、本市のみならず全国の都市に重大な警鐘を鳴らした。

本市はすでに、全国に先がけて健康都市を宣言し、清く明るく住みよい都市づくりに全力を傾注してきたが、さらに今回の災害を貴重な教訓として都市防災をこれからの健康都市建設の基調に据え、災害に強く一層安全な都市仙台をめざすことを決意した。

よって、ここに 6 月 12 日を「市民防災の日」と定め、全市民とともに仙台市を防災都市とすることを宣言する。

昭和 54 年 6 月 12 日

仙台市長

(1) 防災計画

仙台市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、仙台市の地域における地震災害や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、仙台市防災会議が策定しているものです。

仙台市では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における課題等を踏まえ、平成 25 年 3 月に「共通編」及び「地震・津波災害対策編」を全面修正し、平成 25 年度には「風水害等災害対策編」の見直しと、「原子力災害対策編」の策定を実施しました（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

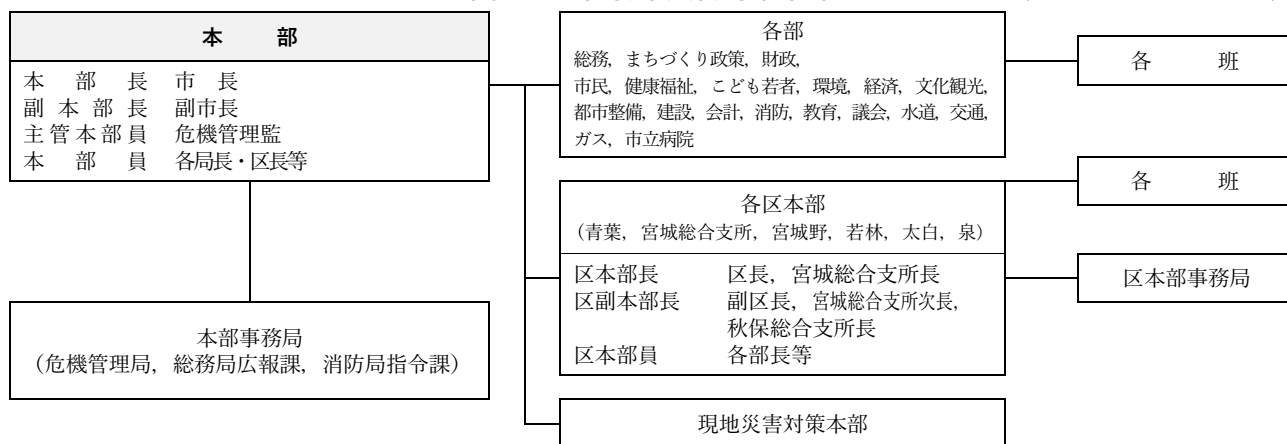
令和 7 年度は、避難生活における良好な生活環境を確保するための避難所における居住スペース拡充に係る見直し、近年の地震発生時における市内の被害発生状況等を踏まえた災害対策本部の設置基準等に関する見直しに加え、令和 8 年 3 月に宮城県が津波災害警戒区域を指定したことを踏まえた津波からの警戒避難体制の整備に関する見直しを行いました。本計画については、当該法の規定に基づき、毎年検討を加えるほか、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正を踏まえ、本市においても必要な修正を行っています。

(2) 危機対応組織

仙台市では、災害対策基本法に定める自然災害・大規模事故等が発生した場合や発生するおそれのある場合等には、災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、対応することとしています。

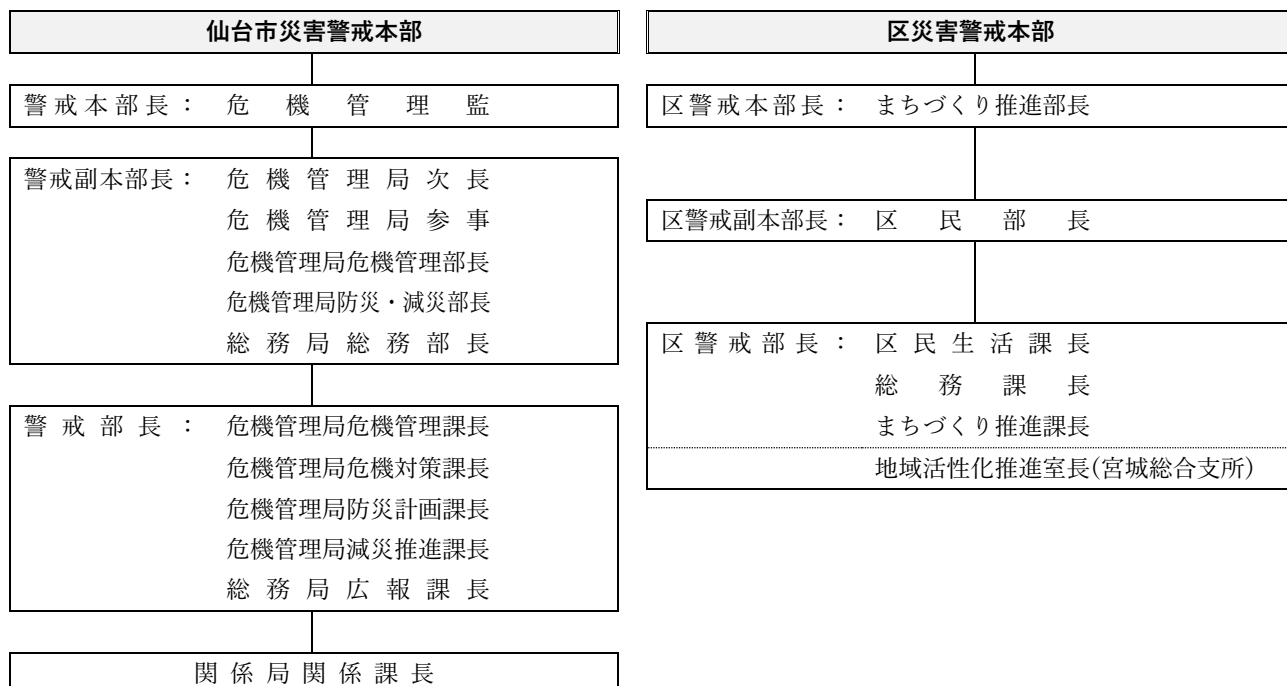
図－9 仙台市災害対策本部

(令和 8 年 4 月 1 日現在)



図－10 仙台市災害警戒本部及び区災害警戒本部

(令和 8 年 4 月 1 日現在)



(3) 防災行政用無線

防災行政用無線は、災害対策に係る円滑な通信の確保を図ることを目的に設置し、固定系、全市移動系及びIP系で構成されています。

IP系は、携帯電話のデータ通信回線を利用し通信する無線システムで、携帯電話のエリア内であれば全国どこでも屋内や地下でも通信可能（アンテナ設置不要）、無線免許不要等の特徴があり、従来の音声通信に加え、画像や位置情報の共有等を可能とし、大規模災害発生時等における本市の災害対応能力を向上させることを目的として配備しています。

また、沿岸部に住む市民等に津波情報、避難情報及び国民保護情報を伝達する、仙台市津波情報伝達システム（固定系）を設置しているほか、災害時等に行政機関や防災関係機関が相互に通信可能な防災相互通信機能を備えた全市移動系の無線を整備しています。

表－54 防災行政用無線の保有状況

（令和8年4月1日現在）

全市移動系

基地局	1局（5W）	青葉区役所
陸上移動局	20局（5W）	携帯型

固定系（仙台市津波情報伝達システム）

固定局	区分	10W	5W	3W	1W	0.5W	0.1W	合計
	親局	1						1
	子局		25	21	30	15		91
	合計	1	25	21	30	15	0	92

IP系

陸上移動局	926局（携帯型）
-------	-----------

(4) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備

コミュニティ防災センターは、市民センター又はコミュニティ・センターに防災資機材倉庫を併設した地域の防災・減災活動の拠点となる施設であり、1小学校区に1箇所程度設置しています。コミュニティ防災センターがない小学校区については、市民センター等の新築、大規模改修に併せて整備を進めますが、それまでの間は敷地内等に簡易型防災資機材倉庫を設置するなど、災害時の自主防災活動に必要な各種防災資機材の備蓄を行っています。

(5) 避難所・避難場所の整備

地震・津波等の災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、または災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定しています。

【緊急的に活用する避難所・避難場所】（指定緊急避難場所）

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

【当面の避難生活を行う避難所】（指定避難所）

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1箇所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。

ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。

指 定 避 難 所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。
津 波 避 難 施 設 津 波 避 難 場 所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。津波に対し安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。
広 域 避 難 場 所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。
地 域 避 難 場 所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、必要に応じて指定しています。

【その他の補完的避難施設】

補 助 避 難 所	地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があるため、地域、市と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、当該施設を指定緊急避難場所または指定避難所を補完する補助避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置づけを行って活用します。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行っています。
地 区 避 難 施 設 (がんばる避難施設)	食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。
帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設及び場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。
県 有 施 設	県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請することとしています。地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。
指 定 福 祉 避 難 所	指定避難所で生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者について、あらかじめ特定した受入対象者が避難する施設として、指定避難所とは別に、一定の基準に適合した社会福祉施設等を、施設の同意の下指定します。日頃から利用している施設への直接避難を可能とし、特定した受入対象者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示します。
協 定 福 祉 避 難 所	指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の要配慮者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等との協定の締結を推進します。

表－55 各区の避難所・避難場所の概要

(令和8年4月1日現在)

指定避難所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避 難 場 所	避 難 所
青 葉 区	50	247,000	26,042
宮 城 野 区	34	143,500	18,061
若 林 区	20	78,100	10,350
太 白 区	44	193,100	21,259
泉 区	47	295,100	23,158
計	195	956,800	98,870

広域避難場所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避 難 場 所	避 難 所
青 葉 区	2	68,000	－
宮 城 野 区	2	93,000	－
若 林 区	1	42,000	－
太 白 区	2	31,000	－
泉 区	1	24,000	－
計	8	258,000	－

補助避難所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避 難 場 所	避 難 場 所
青 葉 区	34	－	5,833
宮 城 野 区	22	－	3,789
若 林 区	18	－	2,326
太 白 区	33	－	4,816
泉 区	30	－	4,622
計	137	－	21,386

地域避難所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避難場所	避難場所
青 葉 区	19	154,100	－
宮 城 野 区	9	82,600	－
若 林 区	11	73,500	－
太 白 区	7	67,700	－
泉 区	8	90,600	－
計	54	468,500	－

(6) 災害救助物資の備蓄

・指定避難所等への備蓄

指定避難所や補助避難所となり得る市民センター、コミュニティ・センター等に、発災直後に必要となる食料（クラッカー、ようかん、アルファ米、アルファ粥）、飲料水、毛布、仮設トイレ組立式等を備蓄し、区役所、総合支所に、粉ミルクや哺乳瓶等、避難所からの要請に応じて配送が必要となる物資を備蓄しています。

・流通在庫備蓄

衛生用品（子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、おしりふき、トイレットペーパー、軽失禁パッド）については、企業の流通ルートの中で管理し、必要量を確保する流通在庫備蓄方式により、民間企業倉庫に備蓄しています。

(7) 津波避難施設の整備

東日本大震災の津波により被害を受けた東部地域の再生のため、平成 24 年度に策定した「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」等に基づき、東部地域の 13 箇所に津波避難施設（タワー型 6 箇所、ビル型 5 箇所、津波避難屋外階段 2 箇所）を整備しました。

(8) 水防計画の作成

水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、仙台市域の河川等に係る水害を警戒し、防御し、その被害を軽減するため水防上必要な事項を定めています。

表－56 主な水防実施機関とその任務

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

水防管理者（市長）	
担 当 局 区 等	任 務
危 機 管 理 局	各局各区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営
消 防 局	各課の連絡調整、職員の動員、消防団の庶務
	消防車両及び資機材の整備、消防車等の燃料等の調達
	災害の記録、被害状況の集約、他課の支援
	防御活動の指揮及び部隊運用、隊員及び資機材の輸送・配分、被害状況図及び警防活動図の作成、災害活動、救助及び警戒の総合調整、資材の調達、収用
	救急に関する医療機関との相互連絡及び救急活動
	消防隊等の指令管制、指揮命令の伝達、災害情報の収集伝達
	被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用の支援
	警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害状況等の収集伝達
経 済 局	用排水施設に関すること（ため池含む）
建 設 局	排水施設の管理及び操作
	一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること
区 役 所	災害情報の収集伝達、区災害対策本部の設置運営
各 局 （避難所担当課）	避難所開設・運営

表－57 指定水防区域

(令和8年4月1日現在)

区 分	重 要 水 防 箇 所
重要水防区域	名取川43箇所、広瀬川20箇所、七北田川6箇所、梅田川6箇所、北貞山運河1箇所
重要水防特定区間	名取川1区間、広瀬川1区間
準重要水防区域	高野川、井土浦川、貞山運河、二郷堀、要害川、広瀬川の一部

(9) 地域の自主防災活動

安全安心なまちづくりを実現するためには、行政が防災体制を整備するだけでは不十分であり、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければなりません。

令和8年4月1日現在、自主防災組織を結成している町内会等は1,352で、各種防災活動を行っています。

(10) 仙台市地域防災リーダー

自主防災組織の活動を活性化させ、地域防災力の強化を図るために、自主防災活動の中心的な役割を担う仙台市地域防災リーダーの養成講習会を行っています。

発足から令和8年4月1日までに、仙台市地域防災リーダーを1,448人養成しました。

表－58 自主防災組織の結成状況

(令和8年4月1日現在)

合 計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	宮 城
1,352	428	203	170	269	206	76

表－59 自主防災組織等の活動状況

(令和7年度)

区 分	実 施 回 数	参 加 団 体	参 加 人 員	活 動 (訓 練) 項 目 回 数											
				通 報 訓 練	消 火 訓 練	避 難 訓 練	救 急 救 護 訓 練	給 食 給 水 訓 練	座 談 会 ・ 研 修 会	映 写 会	取 扱 訓 練	コ ミ セ ン 資 機 材	そ の 他	学 校 と 連 携	津 波 避 難
自主防災組織等	184	438	12,701	36	114	64	94	49	44	26	11	85	5	0	

消防相互応援協定等

消防相互応援協定等の締結状況

消防組織法では、市町村長は、必要に応じて、大規模な災害や特殊な災害などに適切に対応できるよう、消防の相互応援に関して協定を締結できることを規定しています。

現在、仙台市では、隣接する市町村等と消防相互応援協定を締結しているほか、高速道路における消防相互応援協定や回転翼航空機（ヘリコプター）の応援協定などを締結しています。

表－60 消防相互応援協定等

（令和８年４月１日現在）

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
隣 接 市 町 村 等	消防相互応援協定書	S48.4.1	仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、七ヶ浜町、利府町、塩釜地区消防事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
	消防相互応援協定書	S63.3.1	仙台市、黒川地域行政事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
	消防相互応援協定実施細目	H15.5.1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定実施細目	H10.4.1	仙台市消防局、名取市消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定実施細目	H10.4.1	仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、山形市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、尾花沢市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、天童市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、東根市	大規模特殊な災害に相互に応援する
県 内 広 域	宮城県広域消防相互応援協定書	H31.4.1	仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	地震風水害、山林地域での林野火災・大災害、高層建築物の火災等大規模災害が発生した場合に相互に応援する
行 政 区 域 境 界	市域境界線上に存する消防対象物の取扱いに関する協定	S57.4.1	仙台市、塩釜地区消防事務組合	行政区域の境界線上に位置する消防対象物の取扱いについて定める協定
	仙台白百合学園に係る消防業務に関する覚書	H10.4.1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合消防本部	行政区域の境界線上に存する仙台白百合学園に係る消防業務に関する覚書
	大和ハウス工業株式会社DPL仙台港に係る消防業務に関する覚書	H30.3.1	仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合消防本部	行政区域の境界線上に存する大和ハウス工業株式会社DPL仙台港に係る消防業務に関する覚書

表－61 高速自動車道路等応援協定等

(令和8年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
東北自動車道	東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	S63.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合	協定市等の行政区のうち東北自動車道における消防業務に関する相互応援について定める協定
	東北自動車道宮城県消防相互応援協定に基づく実施細目	S63.7.1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部, 栗原市消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 黒川地域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
	東北自動車道における消防業務に関する覚書	R5.3.25	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道における消防業務に関する覚書
	東北自動車道（仙台南 IC から古川 IC までの間）における救急業務に関する覚書	S63.3.1	仙台市, 黒川地域行政事務組合, 大崎地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道（仙台南 IC から古川 IC までの間）における救急業務に関する覚書
	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務に関する覚書	R5.3.25	仙台市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務の実施に関する覚書
三陸自動車道	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書	H28.3.27	塩釜地区消防事務組合, 仙台市, 東日本高速道路(株)東北支社	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書
	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する協定書	H28.3.27	仙台市, 塩釜地区消防事務組合	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等について定める協定
仙台東部道路・仙台南部道路	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書	H25.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書
	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	H25.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する相互応援について定める協定
	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定に基づく実施細目	H25.7.1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
仙台北部道路	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書	H25.12.22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助等に関する覚書
	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する協定書	H25.12.22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助等について定める協定

表－62 航空消防応援に関する応援協定等

(令和8年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
宮城県広域航空消防応援協定書	H31.4.1	宮城県、仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	宮城県の所有する防災ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
宮城県内航空消防応援協定書	H31.4.1	仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	仙台市の所有する消防ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
回転翼航空機の運航についての覚書	H5.4.1	宮城県、仙台市	宮城県・仙台市の所有するヘリコプターの運航に関する覚書
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書	H16.4.1	宮城県、仙台市、名取市、岩沼市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	宮城県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続等について定める協定
東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定（同覚書）	H8.1.22	仙台市、東京消防庁	回転翼航空機及び乗務員の応援に関し必要な事項を定める協定
ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定書	H5.10.1	仙台市、宮城県	仙台市の所有するヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供について定める協定
ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定書	H17.6.16	宮城県警察本部、仙台市	宮城県警察本部及び仙台市の各々が保有するヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による相互の情報提供について定める協定

表－63 その他の応援協定等

(令和8年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
大規模特殊災害発生時等における協力	大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H8.10.15	仙台市，フタバタクシー	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
	大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H10.9.1	仙台市，仙台メモリアルサービス	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
	大規模災害時における災害活動への支援に関する協定	H21.3.18	仙台市，宮城県解体工事業協同組合	大規模災害時における人的支援，物的支援及び技術的支援等の協力体制について定める協定
	大規模災害時における酸素ガス等の供給協力に関する協定	H24.10.29	仙台市消防局，一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部	地震等の大規模災害時における円滑な消防活動体制の確保を目的とした酸素ガス等の供給協力について定める協定
	MCA無線の相互通信に係る協定	H30.1.30	宮城県，宮城県医師会，仙台市消防局，仙台市健康福祉局	MCA 無線利用による相互通信について定める協定
	緊急消防援助隊派遣時における食料物資の供給協力に関する覚書 （H30.12.10 締結「仙台市とみやぎ生活協同組合との『安心して暮らせる地域づくり』に向けての包括協定」締結後は，同協定の実施細目の位置付け）	H29.12.1	仙台市消防局，みやぎ生活協同組合	緊急消防援助隊応援派遣時における食料物資の調達協力についての覚書
	※ イオン株式会社からの緊急消防援助隊応援時の食料物資の供給については，「仙台市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定」（H24.10.31 締結（仙台市・イオン株式会社））により協力を得ることとしている。			
現場活動の連携	災害救助犬の出動に関する協定（同実施細目）	H10.9.1	仙台市消防局，(社)ジャパンケネルクラブ	市内の災害現場における人命探索にかかる災害救助犬の出動要請について定める協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H22.9.8	仙台市消防局，東北大学病院	地域を限定して発生し，原因が特定できる災害において，消防と医師等が連携し，多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H22.9.13	仙台市消防局，仙台医療センター	地域を限定して発生し，原因が特定できる災害において，消防と医師等が連携し，多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H25.4.1	仙台市消防局，東北医科薬科大学病院	地域を限定して発生し，原因が特定できる災害において，消防と医師等が連携し，多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
海域の活動	宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定	S46.9.1	宮城海上保安部，仙台市消防局	仙台塩釜港仙台区及び仙台市に属する海域における消火活動等について定める協定

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
鉄 道 災 害 発 生 時 の 連 携	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	H21.12.25	東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 東日本旅客鉄道(株)水戸支社, 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社, 日本貨物鉄道(株), 阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株), 仙台臨海鉄道(株), 仙台市消防局, 名取市消防本部, 岩沼市消防本部, 登米市消防本部, 栗原市消防本部, 石巻地区広域行政事務組合消防本部, 塩釜地区消防事務組合消防本部, 亘理地区行政事務組合消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との, より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保について定める協定
霞 目 飛 行 場	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整等に関する覚書	S54.4.1	仙台市消防局, 陸上自衛隊霞目駐屯地	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害の発生に際し, 連絡調整を実施し円滑な消火・救難活動をするための覚書
仙 台 国 際 空 港	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	R 3.3.23	仙台国際空港(株), 仙台市, 名取市, 岩沼市, 亘理地区行政事務組合	仙台空港及びその周辺における消火救難活動について定める協定
	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく覚書	R 3.3.23	仙台国際空港(株), 仙台市消防局, 名取市消防本部, あぶくま消防本部	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定の円滑な実施に関し, 必要な事項についての覚書
官 学 連 携	地域消防力の向上等に関する協定書	H30.7.12	仙台市, 東北福祉大学	官学連携による消防防災力の向上や人材育成を図り, 多岐に渡る消防行政の持続的な発展につなげる協定